

公益財団法人 日本膵臓病研究財団 役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人日本膵臓病研究財団（以下「当財団」という。）の定款第14条及び第27条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、当財団を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第11条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）等の経費をいう。報酬とは、明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 当財団は、役員及び評議員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬は、無報酬とする。
- 3 常勤役員以外の報酬は、理事会、評議員会に出席の都度、別表1「常勤役員以外の報酬」のとおり支給する。

(報酬の支給日)

第4条 報酬は、年間報酬額を定める場合を含め、月額をもって支給するものとし、毎月一定の定まった日に支払うものとする。

- 2 常勤役員以外の報酬は、別表1「常勤役員以外の報酬」のとおりとする。

(報酬等の支給方法)

第5条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第6条 当財団は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、こ

れを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うことができる。

- 2 役員には、鉄道、バス等を利用した通勤費（実費）を支給する。
- 3 役員及び評議員への理事会、評議員会に出席に要する旅費（宿泊費含む）は、原則として公共交通機関（鉄道、バス、飛行機等）及び宿泊施設を利用した実費とし、その領収書と引き換えに支給することができる。交通費は、最も合理的な通常の間路及び方法（グリーン車を含む）によって計算する。但し、特段の事情により公共交通機関（鉄道、バス、飛行機等）以外の交通機関を利用した場合には、その適否を個別に判断することができる。
- 4 理事会、評議員会に運営スタッフ、オブザーバー等の参加者がいる場合には、前項の規定及び第4条第2項の規定を準用することができる。

（公 表）

第7条 当財団は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

（改 廃）

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

（補 則）

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

1. この規程は、公益財団法人への移行の登記の日から施行する。
2. 令和5年12月21日一部改定（第3条、6条）
3. 令和6年 6月14日一部改定（第3条、6条）

（別表1）常勤役員以外の報酬

出席1回当り報酬額 (源泉徴収後)
10,000 円

※源泉徴収は、月額表 乙欄を適用する。